

事務連絡  
平成29年3月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課室 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び  
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（以下、「マニュアル」という。）につきまして、下記のとおり改訂しましたので、改訂後のマニュアルを送付いたします。

各都道府県等におかれましては、管内市町村及び関係事業者等へ周知いただくとともに、障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

## 記

- 1 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」について
  - (1) マニュアル前文に、共生社会の実現及び権利擁護の視点に関する内容を追記（P 1）
  - (2) 「1（1）障害者虐待防止法の成立」に、障害者虐待防止法の目的に関する内容を追記（P 3）
  - (3) 「3（9）成年後見制度等の活用」の【参考2】として、平成28年4月に成立した成年後見制度利用促進法に関する内容を追記。（P 68）

## 2 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」について

- (1) マニュアル前文に、共生社会の実現及び権利擁護の視点に関する内容を追記（P 4）
- (2) 「Ⅰ－1. 障害者虐待防止法の成立」を新設し、「Ⅱ－1. 障害者虐待防止法の施行」を削除してその内容を転記するとともに、障害者虐待防止法の目的に関する内容を追記（P 5、P 6）
- (3) 「Ⅲ－6（3）⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用」に、平成28年4月に成立した成年後見制度利用促進法に関する内容を追記。（P 19）

## 3 厚生労働省ホームページリンク先

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

### 【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
相談支援係・虐待対策支援係

TEL:03-5253-1111（内線 3149） FAX:03-3591-8914

E-mail [soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)